



## 医療従事者等に対する慰労金関連事業（新規）



【R2.7月補正予算額 11,620百万円】

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G (029-301-3191)  
同 長寿福祉推進課介護保険指導・監査G (029-301-3315)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等を講じながら、医療機関や介護・障害福祉施設等において、患者や利用者と接する業務に従事している職員に対し、慰労金を交付します。

### 医療従事者等向け (6,079百万円)

※対象：2/11～6/30に10日以上勤務した者

- 重点医療機関，入院を受け入れる医療機関，帰国者・接触者外来，PCR検査センター等に勤務する医療従事者や職員
  - ①新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等 20万円
  - ②上記以外 10万円
- 2 その他病院，診療所，訪問看護ステーション，助産所に勤務する医療従事者や職員 5万円



### 介護・障害福祉施設等職員向け (5,541百万円)

※対象：2/11～6/30に10日以上勤務した者

- 1 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護・障害福祉施設等に勤務し，利用者と接する職員 20万円
  - ①訪問系サービス：実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員
  - ②その他の施設等：実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に施設等に勤務した職員
- 2 上記1以外の施設等に勤務し，利用者と接する職員 5万円



## 医療機関等に対する支援



【R2.7月補正予算額 16,251百万円】

保健福祉部厚生総務課管理・医療大学G	(029-301-3129)
同 医療局医療政策課医療整備G	(029-301-3186)
同 医療局医療政策課医療計画G	(029-301-3124)
同 疾病対策課健康危機管理対策室	(029-301-3233)

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関や、地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援を行います。

### 医療機関等に対する感染拡大防止支援関連事業(新規) 4,793百万円

- 医療機関等における感染拡大防止対策等に要する費用の補助

【上限額】病院：200万円+5万円×病床数 有床診療所：200万円

無床診療所(医科・歯科)：100万円 薬局,訪問看護ステーション,助産所：70万円



### 救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業(新規) 3,124百万円

- 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れに係る医療機関の院内感染防止対策への支援

①設備整備等補助(簡易陰圧装置,簡易ベッド,簡易診察室,個人防護具,消毒経費等)

②感染症拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用への補助(病床数に応じて限度額を設定)



### 病床確保に対する補助の拡充(感染症予防医療法施行事業) 8,334百万円

- 病院・病棟単位で入院患者を受け入れる重点医療機関等に対する空床補償の拡充

確保料：ICU30.1万円, HCU21.1万円, その他5.2万円 (補正前：ICU9.7万円, 重症中等症病床4.1万円, その他1.6万円)

- 重点医療機関等に対する設備整備支援

